○農林水産省告示第六百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町留浦字燧岩一〇三八の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　東京都町田市相原町字大地沢五二五八、五二六七、五二八九、五二九〇、五二九五から五三〇〇まで、五三〇一の一、五三〇一の二、五三〇五、五三〇六、五三〇七の一、五三〇七の二、五三〇七の五（次の図に示す部分に限る。）、五三三五の一、五三三五の二、五三三六の一、五三三六の二、五三三七の一、五三三七の二、五三三八の一、五三三八の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大地沢五三〇一の二・五三〇七の二・五三〇七の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに町田市役所及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町岩川字古部五一七四の七、字水喰谷五四一二の一、五四一二の五、五四一二の七、末吉町岩崎字開ノ坂六一〇四の二、六一〇四の三、字中山六二九四、六三〇三の一、六三〇三の二、末吉町南之郷字上岡野久尾八一一九の一から八一一九の五まで、八一二〇の三、八一二〇の四、八一二六の一、八一二六の三、八一二六の四、志布志市松山町新橋字松尾一五六七の一、一五六八の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市川合町五四の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　鉱業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

近畿自動車道　四日市市山之一色町字池之谷口一五九一番二から同市山之一色町字池之谷口一五八九番二まで　平成二十三年三月三十一日　〇時

○国土交通省告示第三百十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

近畿自動車道　亀山市川崎町字小谷四六一六番四六から同市川崎町字小谷四六一六番五五まで　平成二十三年三月三十一日　〇時

○国土交通省告示第三百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

山陽自動車道　山陽小野田市大字千崎字柳ヶ原三七四番一　平成二十三年三月三十一日　〇時

○国土交通省告示第三百十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

山陽自動車道　三木市志染町大谷字鷹尾一〇三二番一から同市志染町大谷字南谷七七七番二まで　平成二十三年三月三十一日　〇時

吹田山口線

○国土交通省告示第三百十九号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

附則第三項の表二の項中「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に、同表三のロの項中「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に、同表四の項中「一・六パーセント」を「一・七パーセント」に改める。